

令和元年台風15号からの一連の災害における
**被災住家に対する支援の
申請受付を終了します**

令和2年11月30日(月)まで

※工事完了後の実績報告については、令和3年2月26日(金)まで
窓口開設時間:8時30分~17時15分 ※土・日・祝日を除く
多古町役場 1階 都市計画課

住家の一部損壊に対する補助制度について

令和元年台風15号からの一連の災害により、**多古町にある住家(自ら居住している住宅)**について、『一部損壊』のり災証明が発行されている方については、条件にあてはまる場合に新たに『被災住宅修繕緊急支援事業費補助金』による支援が受けられます。

※「住家」とは居住するため使用する建物であり、作業場・車庫・倉庫・納屋・店舗などは含まれません。
※法人は対象外です。

支 援 内 容

- 対象工事 **※工事費20万円以上**(消費税及び地方消費税を含む)
日常生活に最低限必要な部分の工事 例)被災した住宅の屋根や外壁等
- 支援額 **工事費の20%(最大50万円)**(消費税及び地方消費税を含む)
例)工事費が200万円の場合 $200万円 \times 20\% = 40万円$
- 支援対象者 現に被災した住宅に居住している方で資力のない方

申 請 に 必 要 な 書 類

申請書(第1号様式)に次の書類を添えて申請いただきます。

- (1) 資力に係る申出書(第2号様式)
- (2) 着工前の住宅の被災状況がわかるカラー写真 **※プリントしたもの**
*写真の撮影に関することについて、裏面に記載しておりますのでご覧ください。
- (3) 工事見積書の写し(第3-2号様式) **※詳細な見積書の添付が必要です。** ※施工業者様が作成
- (4) り災証明書の写し
- (5) 耐震性等の向上に資する補修確認書(別紙) ※施工業者様が作成

※書類の様式は、申請窓口、都市計画課にございます。
また、多古町ホームページからダウンロードできます。

既に工事が進んでいたり、完了している場合は、申請窓口にてご相談ください。

<お問い合わせ> 多古町都市計画課 ☎0479-76-5408

🏠 「ご申請~補助金お受け取りまでの流れ」については、裏面をご覧ください 🏠

🏠 ご申請～補助金お受け取りまでの流れ 🏠

1. 被災状況の写真を撮影してください

- ① 建物全体の写真を4方向から撮影
- ② 被災を受けた部屋や屋根など全体が収まるように撮影
- ③ 被災部分を被害の状況がわかるように撮影
- ④ カラーでプリント(印刷)してください。(写真用紙でも、コピー用紙でも結構です。)
- ⑤ 簡単な建物の見取図でどの方向から撮影したものが示していただいたり、写真にコメントを入れるなど、どの部分を撮影したものがわかるようにしてください。

2. 施工業者へ次の書類の作成を依頼してください

- ① 工事見積書(第3-2号様式) ※この様式とは別に詳細な見積書も必要です。
 - ② 耐震性等の向上に資する補修確認書(別紙)
- ※ 工事完了後に実績報告をいただきますが、その際に「契約書(写)」が必要になります。

3. 申請書や添付書類を作成し申請してください ※11月30日(月)まで

- ① 申請書類を作成し、必要な書類や写真を揃えてください。
- ② 役場申請窓口へご持参いただくか、都市計画課あて郵送してください。
送付先:〒289-2292 多古町多古584番地 多古町都市計画課あて

4. 補助金決定の通知が届きます

- ① ご申請いただいた書類等について審査し、補助金交付についての決定を行い、申請者様へ通知します。
- ② 工事の開始を施工業者へお願いしてください。
(あくまでも標準的な場合ですので、工事が進んでいたり、完了している場合は役場にご相談ください。)

5. 工事が完了したら実績報告をお願いします ※2月26日(金)まで

- ① 施行業者様へお支払いを済ませてください。
- ② 工事完了後の写真、契約書(写)、領収書(写)等を添えて実績報告書を役場へご提出ください。

6. 補助金確定の通知が届きます

- ① 実績報告により補助金額が確定しましたら、補助金確定通知書と補助金請求書をお送りします。
- ② 補助金請求書を役場へ提出してください。

7. 補助金をお支払いします

- ① 補助金請求書により、ご指定のご本人様口座へ補助金をお振込みします。(2~3週間後)